

届出の流れ

景観法及び景観条例に基づき、景観形成に影響を及ぼす一定規模の建築物や工作物などの行為については、届出の前に事前協議を行うとともに、行為に着手する前に届出を行うことが必要です。

また、届出義務の有無に関わらず、景観形成に影響を与えるすべての行為を対象として、景観形成基準や景観形成配慮事項などについて事前相談を行います。

■届出手続きの流れ

